

日医発第335号（保80）  
平成25年7月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

#### 検査料の点数の取扱いについて

平成25年6月26日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成25年7月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌9月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平25.6.28 保医発0628第1号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）



地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年7月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図らるたい。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(25)から(45)を(26)から(46)とし、(24)の次に次のように加える。  
(25) リポ蛋白分画(HPLC法)  
リポ蛋白分画(HPLC法)は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)の所定点数に準じて算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008(15)中「及び区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)」を「、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(19)から(25)を(20)から(26)とし、(18)の次に次のように加える。  
(19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)  
I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP)の所定点数に準じて算定する。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(45)を(47)とし、(30)から(33)を(31)から(34)とし、(34)から(44)を(36)から(46)とし、(29)及び(34)の次にそれぞれ次のように加える。

(30) 肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)

肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。

(35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)

単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算定する。

5 別添1第2章第3部第1節第1款D014(10)、(11)及び(15)中「ELISA法」を「ELISA法又はCLEIA法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1                   医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(24) 略 <u>(25) リポ蛋白分画 (HPLC法)</u>           <u>リポ蛋白分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液</u>           <u>化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) の</u>           <u>所定点数に準じて算定する。</u> (26)～(47) 略</p> <p>D008 内分泌学的検査 (1)～(14) 略 (15)「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクト I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、 <u>区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザ</u> <u>イム (PAG電気泳動法) 及びI型プロコラーゲン-N-プロ</u> <u>ペプチド (PINP) のうち2項目以上を併せて実施した場合</u> <u>は、主たるもののみ算定する。</u> (16)～(18) 略 <u>(19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)</u>           <u>I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) は、区</u>           <u>分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プ</u>           <u>ロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) の所定</u>           <u>点数に準じて算定する。</u> (20)～(27) 略</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(29) 略</p>	<p>別添1                   医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(24) 略</p> <p>(25)～(46) 略</p> <p>D008 内分泌学的検査 (1)～(14) 略 (15)「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクト I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) <u>及</u> <u>び区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソ</u> <u>ザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施し</u> <u>た場合は、主たるもののみ算定する。</u> (16)～(18) 略</p> <p>(19)～(26) 略</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(29) 略</p>

(30) 肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液)

肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液) は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性 (尿) の所定点数に準じて算定する。

(31) ~ (34) 略

(35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性 (性器)

単純ヘルペスウイルス抗原定性 (性器) は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) の所定点数に準じて算定する。

(36) ~ (47) 略

D014 自己抗体検査

(1) ~ (9) 略

(10) 抗デスマグレイン3抗体

ア 「19」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「21」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「19」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

(12) ~ (14) 略

(15) 抗デスマグレイン1抗体

ア 「21」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

(30) ~ (33) 略

(34) ~ (45) 略

D014 自己抗体検査

(1) ~ (9) 略

(10) 抗デスマグレイン3抗体

ア 「19」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「21」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「19」の抗BP180-NC16a抗体は、ELISA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

(12) ~ (14) 略

(15) 抗デスマグレイン1抗体

ア 「21」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて  
測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) ～(21) 略

目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて  
測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) ～(21) 略



## 新たに保険適用が認められた検査

平成 25 年 6 月 28 日 保医発 0628 第 1 号 (平成 25 年 7 月 1 日適用)

測定項目	肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液)
商品名	BinaxNOW 肺炎球菌
区分	E 3 (新項目)
測定方法	免疫クロマト法
主な測定目的	髄液中の肺炎球菌莢膜抗原の検出
参考点数	D 0 1 2 感染症免疫学的検査 27 肺炎球菌莢膜抗原定性 (尿) 210点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第 3 部検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査     (30) <u>肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液)</u>         肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液) は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性 (尿) の所定点数に準じて算定する。</p> <p style="text-align: right;">(下線部追加)</p>

測定項目	リポ蛋白分画 (HPLC法)
商品名	HLC-テスト「TOSOH」リポプロパック
区分	E 3 (新項目)
測定方法	HPLC法 (高性能液体クロマトグラフィー法)
主な測定目的	血清中のリポ蛋白分画の測定
参考点数	D 0 0 7 血液化学検査 33 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 130点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p>

	<p>第3部検査  <b>D007 血液化学検査</b>  <u>(25) リボ蛋白分画 (HPLC法)</u>  <u>リボ蛋白分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p style="text-align: right;">(変更箇所下線部)</p>
--	--

<b>測定項目</b>	<b>I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)</b>
<b>商品名</b>	エクルーシス試薬 total PINP
<b>区分</b>	E3 (新項目)
<b>測定方法</b>	ECLIA法
<b>主な測定目的</b>	血清または血漿中のI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) の測定 (骨粗鬆症治療における治療効果の判定及びモニタリング、診断の補助)
<b>参考点数</b>	D008 内分泌学的検査 18 インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP) 170点
<b>関連する留意事項の改正</b>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>第3部検査  <b>D008 内分泌学的検査</b>  (15) 「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、<u>インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム (PAG電気泳動法) 及びI型プロペプチド (PINP) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>  (16) ~ (18) 略  <u>(19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)</u>  <u>I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)</u>  <u>は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p style="text-align: right;">(下線部追加)</p>

測定項目	単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）
商品名	プライムチェックHSV（単純ヘルペス）
区分	E3（新項目）
測定方法	免疫クロマト法
主な測定目的	水疱、潰瘍又はびらん中の単純ヘルペスウイルス抗原の検出（性器ヘルペスウイルス感染症の診断補助）
参考点数	D012 感染症免疫学的検査 27 単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜） 210点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部検査 D012 感染症免疫学的検査 <u>(35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）</u> <u>単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数に準じて算定する。</u>  (下線部追加)</p>

測定項目	抗デスマグレイン1抗体
商品名	ステイシア MEBLux テスト Dsg1
区分	E2（新方法）
測定方法	CLEIA法
主な測定目的	化学発光酵素免疫測定法（CLEIA法）による血清中の抗デスマグレイン1抗体の測定（天疱瘡の鑑別診断又は治療効果判定）
参考点数	D014 自己抗体検査 21 抗デスマグレイン抗体1 300点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を以下のように改める。</p> <hr/>

	<p>第3部検査</p> <p><b>D014 自己抗体検査</b></p> <p>(15) 抗デスマグレイン1抗体</p> <p>ア 「21」の抗デスマグレイン1抗体は、<u>ELISA法</u>又は<u>CLEIA法</u>により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p style="text-align: right;">(下線部追加)</p>
--	--

<b>測定項目</b>	<b>抗デスマグレイン3抗体</b>
<b>商品名</b>	ステイシア MEBLux テスト Dsg3
<b>区分</b>	E2 (新方法)
<b>測定方法</b>	CLEIA法
<b>主な測定目的</b>	化学発光酵素免疫測定法 (CLEIA法) による血清中の抗デスマグレイン3抗体の測定 (天疱瘡の鑑別診断又は治療効果判定)
<b>参考点数</b>	D014 自己抗体検査 19 抗デスマグレイン抗体3 270点
<b>関連する留意事項の改正</b>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>第3部検査</p> <p><b>D014 自己抗体検査</b></p> <p>(10) 抗デスマグレイン3抗体</p> <p>ア 「19」の抗デスマグレイン3抗体は、<u>ELISA法</u>又は<u>CLEIA法</u>により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「21」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p style="text-align: right;">(下線部追加)</p>

<b>測定項目</b>	抗BP180-NC16a 抗体
<b>商品名</b>	ステイシア MEBLux テスト BP180
<b>区分</b>	E 2 (新方法)
<b>測定方法</b>	CLEIA法
<b>主な測定目的</b>	化学発光酵素免疫測定法 (CLEIA法) による血清中の抗デスモグレイン3 抗体の測定 (天疱瘡の鑑別診断又は治療効果判定)
<b>参考点数</b>	D 0 1 4 自己抗体検査 19 抗BP180-NC16a 抗体 270点
<b>関連する 留意事項の 改正</b>	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第3部検査  <b>D 0 1 4 自己抗体検査</b>  (11) 「19」の抗BP180-NC16a抗体は、<u>ELISA法</u>  又は<u>CLEIA法</u>により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。</p> <p style="text-align: right;">(下線部追加)</p>

(日本医師会医療保険課)

